

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
	自動車整備士技能検定に関する事務全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国土交通省は、自動車整備士技能検定に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

国土交通大臣

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	自動車整備士技能検定に関する事務
	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 【資格に係る部分】 ■資格管理事務(特定個人情報ファイルの取扱有) i.資格情報の登録 オンライン(マイナポータル)又は紙での申請受理後に審査を行い、資格情報の登録を行う。なお、オンライン登録の際にはマイナンバーカードの電子証明書を利用し、資格保有者本人であることを確認する。個人番号については、登録を受けようとする資格保有者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用し、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。登録情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)(以下、「住基法」という。))及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。))に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。 ii.登録情報の訂正・変更 オンライン(マイナポータル)又は紙での申請について、個人番号を利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期的に照会を行う。審査の結果、問題が無ければ結果情報を登録する。 iii.資格の停止・取り消し 資格保有者について、資格の停止または取り消しが決定した場合、登録者名簿の資格情報を更新する。 iv.資格の削除 オンライン(マイナポータル)又は紙での申請について、個人番号を利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期的に照会を行う。審査の結果、資格の削除が決定した場合、登録者名簿から削除を行う。</p> <p>■決済事務(特定個人情報ファイルの取扱無) i.決済 資格の登録、訂正・削除などに係る費用について、オンラインにて完結可能となるよう決済処理を行う。オンライン決済を望まない利用者についてはシステムを利用せず従来通りの収入印紙等による手続きが可能なものとする。 ii.入出金管理 各種申請(登録、訂正等)を完了させるためには、決済処理が完了していることが必須条件となるため、入金情報について管理する。申請の取消し、取り下げ等が発生した際に、申請者が納付すべき額を管理し、状況に応じて利用者に返金等の処理を行う。 iii.統計処理・集計処理 任意の決済期間、決済区分で収支を集計する。</p> <p>■資格証事務(特定個人情報ファイルの取扱無) i.デジタル資格証発行(オンライン) 資格保有者が自身の保有する資格情報を第三者へ対面で自身のスマホやタブレット上に表示しデジタル資格証として提示する。また、当該資格情報をオンライン上で提供することも可能とする。 ii.資格証の発行・再発行(紙) 資格情報の登録業務にて登録が完了した資格登録者について、資格証の作成処理を行う。再発行については、オンライン(マイナポータル)又は紙での申請を受けて、審査を行う。審査の結果、問題が無ければ資格証の作成処理を行う。</p> <p>■資格情報の既存システムとの連携(特定個人情報ファイルの取扱有) 自動車整備士審査システムと国家資格等情報連携・活用システムに登録された特定個人情報を含む資格情報を連携し登録情報の同期を行い正確な資格情報の管理を行う。</p> <p>【試験に係る部分】 ■試験管理事務(特定個人情報ファイルの取扱有) 国家資格等情報連携・活用システムでは、個人番号を利用することにより、当該資格試験受験者の本人情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日及び性別)を迅速かつ正確に検索し、及び管理する。個人番号については、登録を受けようとする資格試験受験者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用し、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。 i.受験者管理 ・受験情報の登録 オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請受理後、受験情報の登録を行う。なお、登録の際にはマイナンバーカードの電子証明書を利用し、申請者本人であることを確認する。システムにおいて受験料の支払い有無や入力項目の不備、添付書類の状況について、審査を行う。その後、受験地、受験日の管理を行い受験票の発行を行う。 ・受験情報の訂正・変更 受験審査の他に住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、受験者情報の更新の有無について定</p>
②事務の内容 ※	

期に照会を行う。審査の結果、問題が無ければ結果情報を登録する。

- ・受験情報の削除
受験審査の他に住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、受験者情報の更新の有無について定期に照会を行う。審査の結果、受験情報の削除が決定した場合、名簿から削除を行う。

■決済事務(特定個人情報ファイルの取扱無)

- i.決済
試験申し込みに係る費用について、オンラインにて完結可能となるよう決済処理を行う。オンライン決済を望まない利用者についてはシステムを利用せず従来通りの収入印紙等による手続きが可能なものとする。
- ii.入出金管理
各種申請を完了させるためには、決済処理が完了していることが必須条件となるため、入金情報について管理する。申請の取消し、取り下げ等が発生した際に、申請者が納付すべき額を管理し、状況に応じて利用者に返金等の処理を行う。
- iii.統計処理・集計処理
任意の決済期間、決済区分で収支を集計する。

■受験票等発行事務(特定個人情報ファイルの取扱無)

- i.受験票発行
希望者については、受け付けた受験申し込みに対して、受験資格の有無等の審査を行い、デジタル受験票の発行を行い通知する。資格試験受験者は自身のオンライン画面上で通知を受け、受験票の確認をすることができる。
- ii.合格証発行
試験の合格について通知する。資格試験受験者は自身のオンライン画面上で通知を受け、合格証明書の確認をすることができる。
国家資格等情報連携・活用システムでは、合格証明書の印刷機能が無いため、必要に応じ、自動車整備士審査システムへデータを連携し、印刷・送付を行う。再発行については、申請を受理した後に内容を確認し、問題が無ければ再発行処理を行う。
- iii.結果通知書発行
試験の合否判定結果について通知する。資格試験受験者は自身のオンライン画面上で通知を受け、結果通知の確認をすることができる。

■受験情報の既存システムとの連携(特定個人情報ファイルの取扱有)

自動車整備士審査システムと国家資格等情報連携・活用システムに登録された特定個人情報を含む受験情報データを連携し登録情報の同期を行い正確な受験情報の管理を行う。

【自動車整備士審査システムに係る部分】

- 申請(特定個人情報ファイルの取扱有)
オンライン(マイナポータル)での申請情報の連携を国家資格等情報連携・活用システムから受け取る。紙での申請情報を運輸支局で受領する。
- 審査(特定個人情報ファイルの取扱有)
受理した申請情報をシステム上で審査し、受験者の受験資格・免除資格について判定する。紙での申請情報については、このタイミングで自動車整備士審査システムに登録する。
- 試験(特定個人情報ファイルの取扱無)
学科試験及び実技試験を実施する。試験後は自動車整備士審査システムに合否情報を登録する。
- 登録(特定個人情報ファイルの取扱有)
合格者について決裁し、合格情報を自動車整備士審査システム経由で国家資格等情報連携・活用システム及び自動車検査・整備情報システムに連携する。
- 本人情報変更(特定個人情報ファイルの取扱有)
オンライン(マイナポータル)での本人情報変更申請情報の連携を国家資格等情報連携・活用システムから受け取る。紙申請を行った資格保有者が合格証書を紛失した場合や、氏名変更等があった場合に、合格証明願を受領し、合格証明書を発行する。
- 免除情報登録(特定個人情報ファイルの取扱無)
自動免除判定のために必要な情報をポータルサイトから受付ける。

③対象人数

[30万人以上]

<選択肢>

1) 1,000人未満

3) 1万人以上10万人未満

5) 30万人以上

2) 1,000人以上1万人未満

4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称

国家資格等情報連携・活用システム

②システムの機能

【資格に係る部分】

■「管理機能(データベース管理機能)」(特定個人情報ファイルの取扱有)

- i.国土交通省が資格登録者名簿等をクラウド上において保存・管理すること等を可能とする。
- ii.国土交通省がクラウド上の資格登録者名簿等に新規データの登録や既存データの変更・抹消等を可能とする。
- iii.個人番号を含む資格情報をデータベースとして管理する。当該データベースについては適切なアクセス権限管理により、権限を付与された限られた者のみ取扱いが可能とする。

■「オンライン申請機能」(特定個人情報ファイルの取扱有)

- i.資格登録申請者等がオンラインで資格登録等の手続を行う際に、必要な情報項目の入力、文書ファイルの添付等を可能とする。
- ii.資格登録申請者等がマイナンバーカードの電子署名を付与し、国土交通省にオンラインで申請・提出を行うことを可能とする。
- iii.国土交通省はオンラインで申請等を行った資格登録申請者等の本人確認やオンライン申請の受付、申請データの受領等を可能とする。
- iv.オンライン申請の際に作成される個人番号を含む資格情報については国家資格等情報連携・活用システムへ連携された後にマイナポータルからは削除される。(国家資格等情報連携・活用システムでログデータを一定期間保存した後に削除。)

■「オンライン決済関連機能」(特定個人情報ファイルの取扱無)

- i.資格登録のオンライン手続の際に、手数料等の支払いのオンライン化等を可能とする。

■「資格情報提供関連機能」(特定個人情報ファイルの取扱無)

- i.資格保有者がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意を行い、自己情報としての資格に関する情報を電子的な形式で取得・表示・提示等を可能とする。
- ii.国土交通省において、資格保有者がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を資格保有者等へ提供を可能とする。
- iii.資格保有者等がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意等を行い、自己情報としての資格に関する情報を電子的な形式で第三者に提供することを可能とする。
- iv.国土交通省において、資格保有者等がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意等を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を第三者へ提供することを可能とする。

■「外部連携関連機能」(特定個人情報ファイルの取扱有)

- i.自動車整備士審査システムとの連携を可能とする。(特定個人情報を含む資格情報のデータ連携機能)
- ii.その他、国土交通省以外が保有する外部システムとの連携を可能とする。

■「住民基本台帳ネットワークシステム連携機能」(特定個人情報ファイルの取扱有)

- i.国土交通省が住民基本台帳ネットワークシステムに個人番号を利用して照会することで、氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日の本人確認情報の取得を可能とする。また、本人確認情報を基に個人番号の取得を可能とする。
- ii.資格登録申請者等はオンラインの手続の際に住民票の写しの添付省略が可能となる。

■「オンライン通知機能」(特定個人情報ファイルの取扱無)

- i.資格登録申請者等は申請結果等の通知をオンラインで受取ることを可能とする。
- ii.国土交通省は、手続結果や各種お知らせ等をオンラインで送付することを可能とする。

【試験に係る部分】

■「試験管理機能(データベース管理機能)」(特定個人情報ファイルの取扱有)

- i.国土交通省が名簿等をクラウド上において保存・管理すること等を可能とする。
- ii.国土交通省がクラウド上の名簿等に新規データの登録や既存データの変更・抹消等を行うことを可能とする。
- iii.個人番号を含む情報をデータベースとして管理する。当該データベースについては適切なアクセス権限管理により、権限を付与された限られた者のみ取扱いが可能とする。

■「オンライン申請機能」(特定個人情報ファイルの取扱有)

- i.申請者がオンラインで資格試験の手続を行う際に、必要な情報項目の入力、文書ファイルの添付等を可能とする。
- ii.申請者がマイナンバーカードの電子署名を付与し、国土交通省にオンラインで申請・提出を行うことを可能とする。
- iii.国土交通省はオンラインで申請等を行った申請者の本人確認やオンライン申請の受付、申請データの受領等を可能とする。

	<p>iv. オンライン申請の際に作成される個人番号を含む受験情報については国家資格等情報連携・活用システムへ連携された後にマイナポータルからは削除される。(国家資格等情報連携・活用システムでログデータを一定期間保存した後に削除。)</p> <p>■「オンライン決済関連機能」(特定個人情報ファイルの取扱無) i. 試験受験のオンライン手続の際に、手数料の支払いのオンライン化を可能とする。</p> <p>■「外部連携関連機能」(特定個人情報ファイルの取扱有) i. 自動車整備士審査システムとの連携を可能とする。(特定個人情報を含む受験情報のデータ連携機能) ii. その他、国土交通省以外が保有する外部システムとの連携を可能とする。</p> <p>■「住民基本台帳ネットワークシステム連携機能」(特定個人情報ファイルの取扱有) i. 国土交通省が住民基本台帳ネットワークシステムに個人番号を利用して照会することで、氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日の本人確認情報の取得を可能とする。また、本人確認情報を基に個人番号の取得を可能とする。 ii. 申請者はオンラインの手続の際に住民票の写しの添付省略が可能となる。</p> <p>■「オンライン通知機能」(特定個人情報ファイルの取扱無) i. 申請者は申請結果等の通知をオンラインで受け取ることを可能とする。 ii. 国土交通省は、手続結果や各種お知らせ等をオンラインで送付することを可能とする。 iii. 試験結果通知機能 試験終了後の採点結果をシステムにデータ入力を行い、可否結果を資格試験受験者に通知することを可能とする。 iv. 受験票情報通知機能 受験資格の有無等の審査の結果、受験票の発行を行い通知する。資格試験受験者は自身のオンライン画面上で通知を受け、受験票の確認をすることができる。 v. 可否判定結果通知機能 試験の合格について通知する。資格試験受験者は自身のオンライン画面上で通知を受け、合格証明書の確認をすることができる。</p> <p>■「合格証発行・再発行機能」(特定個人情報ファイルの取扱無) i. 可否結果データについて、自動車整備士審査システムへのデータ連携を可能とする。 国家資格等情報連携・活用システムでは、合格証明書の印刷機能が無いため、必要に応じて自動車整備士審査システムにおいて印刷・送付を行う。再発行については、申請を受理した後に内容を確認し、問題が無ければ再発行処理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (e-Gov、マイナポータル、自動車整備士審査システム)</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>■地方公共団体情報システム機構への情報照会 住民基本台帳ネットワークシステム全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は5情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (国家資格等情報連携・活用システム)</p>

システム3									
①システムの名称	マイナポータル(情報提供等記録開示システム)								
②システムの機能	<p>【資格に係る部分】</p> <p>(1)申請受付機能(特定個人情報ファイルの取扱有)</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者が資格登録等の手続を行う際に、必要な情報項目の入力、文書ファイルの添付等を可能とする。 申請者がマイナンバーカードの電子署名を付与し、国土交通省に申請・提出を行うことを可能とする。 国土交通省は申請者の本人確認や申請の受付、申請データの受領等を可能とする。 <p>(2)資格情報提供関連機能(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格保有者がマイナンバーカードによる本人認証・同意を行い、自己情報としての資格に関する情報を電子的な形式で取得・表示・提示等を可能とする。 国土交通省において、資格保有者がマイナンバーカードによる本人認証・同意を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を資格保有者等へ提供することを可能とする。 資格保有者等がマイナンバーカードによる本人認証・同意等を行い、自己情報としての資格に関する情報を電子的な形式で第三者に提供することを可能とする。 国土交通省において、資格保有者等がマイナンバーカードによる本人認証・同意等を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を第三者へ提供することを可能とする。 <p>(3)オンライン通知機能(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者は申請結果等の通知をオンラインで受取ることを可能とする。 国土交通省は、手続結果や各種お知らせ等をオンラインで送付することを可能とする。 <p>【試験に係る部分】</p> <p>(1)申請受付機能(特定個人情報ファイルの取扱有)</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者が受験等の手続を行う際に、必要な情報項目の入力、文書ファイルの添付等を可能とする。 申請者がマイナンバーカードの電子署名を付与し、国土交通省に申請・提出を行うことを可能とする。 国土交通省は申請者の本人確認や申請の受付、申請データの受領等を可能とする。 <p>(2)受験情報提供関連機能(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受験者がマイナポータル上で受験に関する情報を電子的な形式で取得・表示・提示すること等を可能とする。 国土交通省において、マイナポータル上で電子的な形式で受験票等と同等の情報を受験者へ提供することを可能とする。 <p>(3)オンライン通知機能(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者は申請結果等の通知をオンラインで受け取ることを可能とする。 国土交通省は、手続結果や各種お知らせ等をオンラインで送付することを可能とする。 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国家資格等情報連携・活用システム)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国家資格等情報連携・活用システム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国家資格等情報連携・活用システム)									
システム4									
①システムの名称	自動車整備士審査システム								
	<p>■整備士情報管理機能(特定個人情報ファイルの取扱有)</p> <p>i.国土交通省が、受験者からの申請情報・審査結果・合否等のデータ(個人番号を含む)を保存・管理等することを可能とする。</p> <p>ii.国土交通省が、受験者からの申請情報・審査結果・合否等のデータベースに新規データの登録や既存データの変更・抹消等することを可能とする。</p> <p>iii.国土交通省が、審査結果の情報をもとに、受験者を検索し受験者名簿をExcel形式で出力することを可能とする。(検索の対象となる受験者情報は個人番号を含む)</p> <p>iv.国土交通省が、合否情報をもとに、合格者を検索し合格者名簿をExcel形式で出力することを可能とする。(検索の対象となる合格者情報は個人番号を含む)</p> <p>v.国土交通省が、審査結果情報をもとに技能検定合格者・全部免除者を検索し、合格証書をPDF形式で出力することを可能とする。</p> <p>vi.国家資格等情報連携・活用システム(個人番号あり)及び自動車検査・整備情報システム(個人番号なし)との連携、及び連携結果の検索を可能とする。</p> <p>vii.連携情報があつた際にメニュー画面に通知を行うことを可能とする。</p>								

②システムの機能	<p>■審査機能(特定個人情報ファイルの取扱無) i.受験者からの申請情報、もしくはポータルから提出された免除情報をもとに、学科・実技の免除判定を自動で行うことを可能とする。</p> <p>■保全機能(特定個人情報ファイルの取扱無) i.国土交通省が、メニュー操作、ログイン・ログアウト、利用者情報管理、権限設定等の基本的な操作を行うことを可能とする。</p> <p>■ポータル機能(免除情報管理)(特定個人情報ファイルの取扱無) i.国土交通省が、免除情報データを保存・管理等することを可能とする。 ii.ポータルサイトの利用者が、免除情報登録のためのCSVフォーマットのダウンロードを行うことを可能とする。 iii.ポータルサイトの利用者が、CSV形式の免除情報を登録することを可能とする。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (国家資格等情報連携・活用システム、自動車検査・整備情報システム)</p>

システム5

①システムの名称	自動車検査・整備情報システム
②システムの機能	<p>■整備士情報管理機能(特定個人情報ファイルの取扱無) i.自動車整備士審査システムから連携される自動車整備士名簿情報、自動車整備士技能検定合格者名簿情報を保存・管理等することを可能とする。</p> <p>■保全機能(特定個人情報ファイルの取扱無) i.国土交通省が、メニュー操作、ログイン・ログアウト、利用者情報管理、権限設定等の基本的な操作を行うことを可能とする。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (自動車整備士審査システム)</p>

システム6～10

システム11～15

システム16～20

3. 特定個人情報ファイル名

自動車整備士資格関連情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

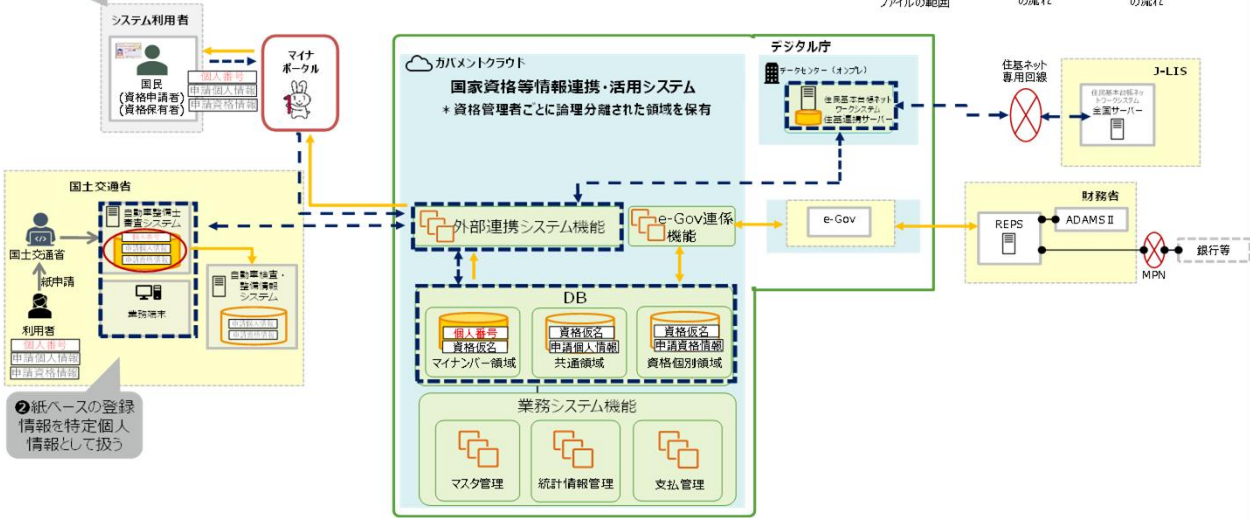
①事務実施上の必要性	<p>・資格保有者又は受験者(以下、「資格保有者等」という。)本人であることを正確に把握するため個人番号により基本5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別)を確認する必要がある。</p> <p>・資格保有者又は受験者が登録した資格情報又は受験情報(以下、「資格情報等」という。)について定期的に本人確認情報(生存情報、氏名、住所など)を照会し正確な資格情報等を把握し管理する必要がある。</p>
②実現が期待されるメリット	<p><資格保有者等のメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得・更新等又は受験の手続時の添付書類を省略することが可能となる。 ・申請書の入手、手書き作成、提出の負担が軽減される。 ・受験票、合格証書の受領の負担が軽減される。 <p><国土交通省のメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録原簿の正確性を保つことが可能となる。 ・申請書の処理(Excel入力等)の負担が軽減される。 ・受験票、合格証書の配布の負担が軽減される。

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表 項番26の3 ・住民基本台帳法 第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) 別表第1 項番113
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施しない] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	—
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	物流・自動車局自動車整備課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
—	

（別添1）事務の内容

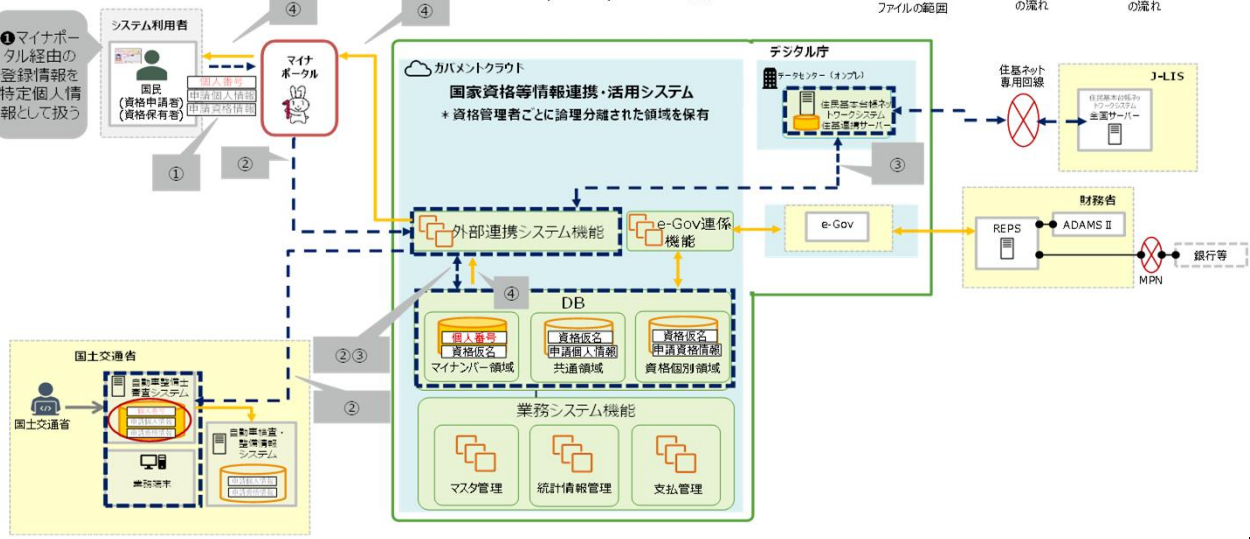
① マイナポータル経由の登録情報を特定個人情報として扱う

資格に係る事務の流れ（概要）



② 紙ベースの登録情報を特定個人情報として扱う

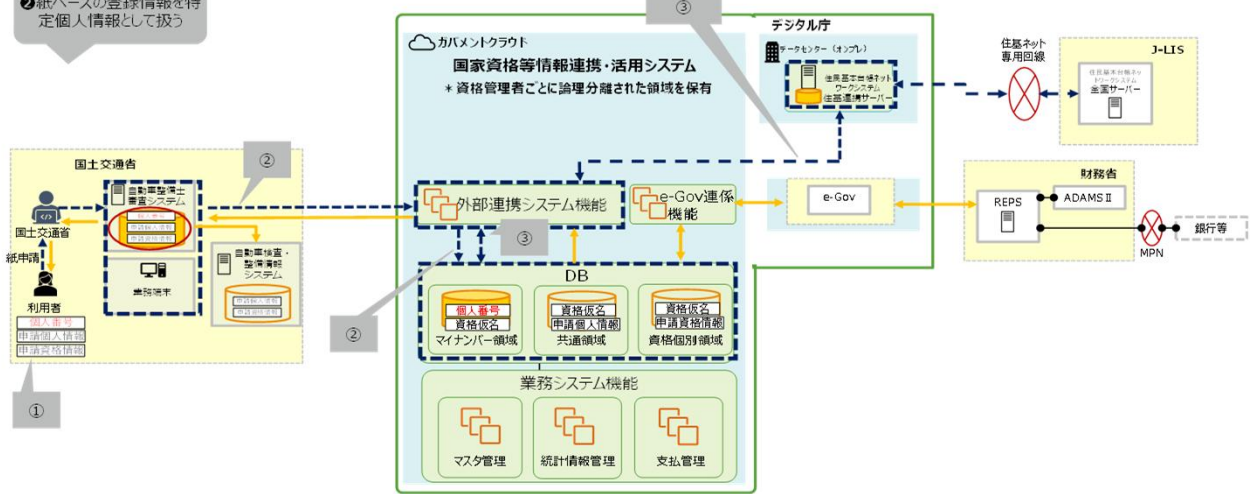
資格に係る事務の流れ（オンライン）



資格に係る事務の流れ（紙申請）

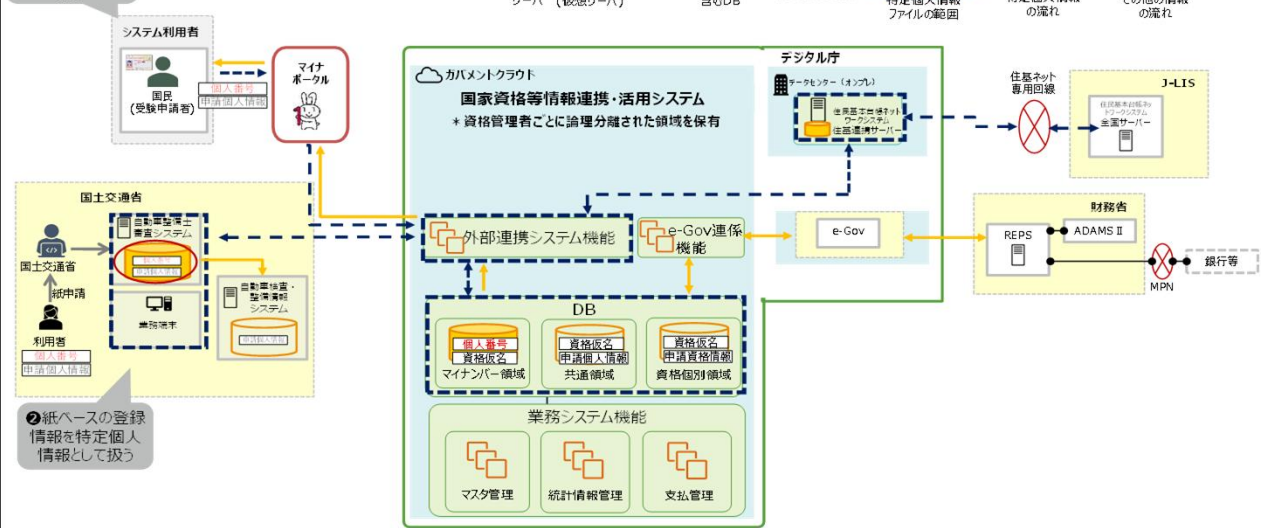


② 紙ベースの登録情報を特定個人情報として扱う

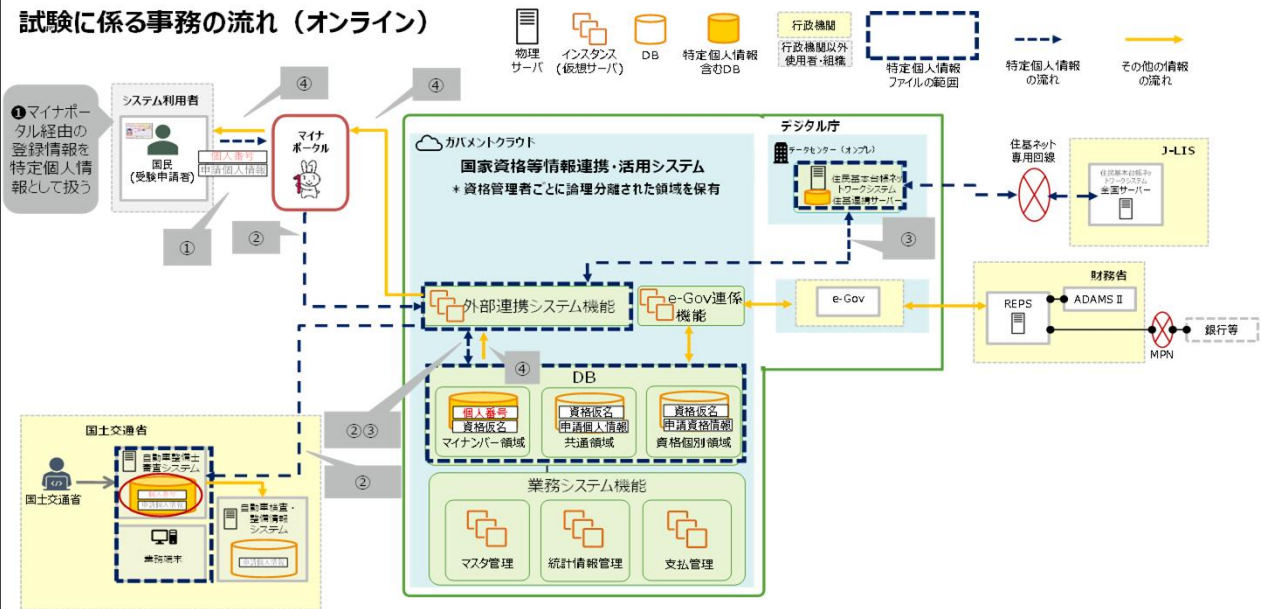


① マイナポータル経由の登録情報を特定個人情報として扱う

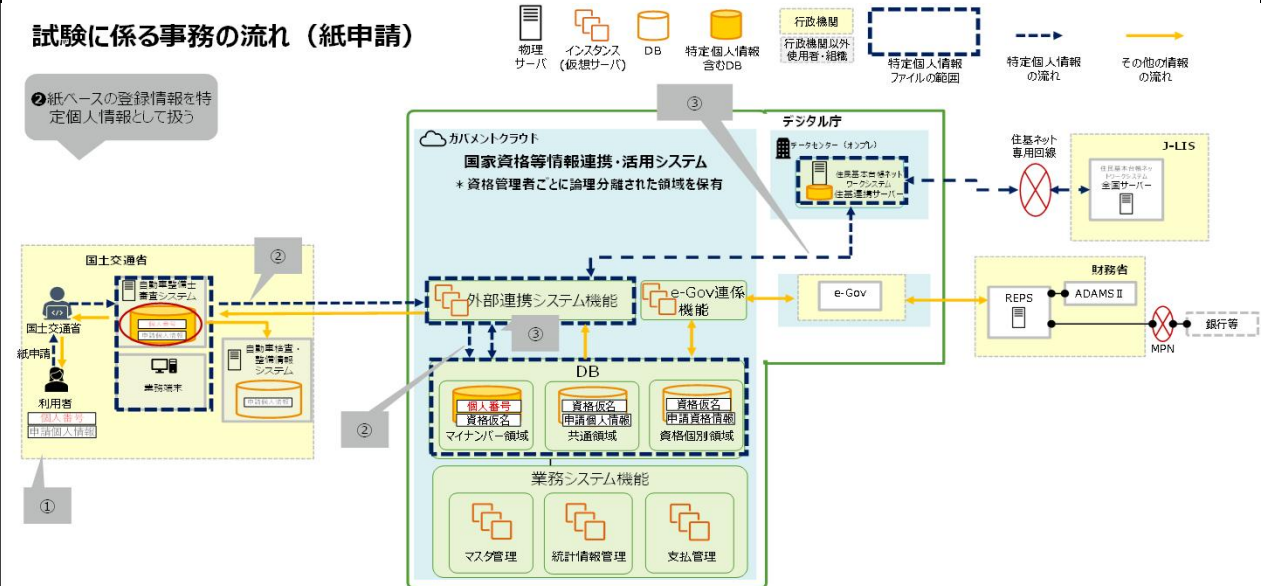
試験に係る事務の流れ（概要）



試験に係る事務の流れ（オンライン）



試験に係る事務の流れ（紙申請）



(備考)

【資格に係る事務の流れ】

■資格管理事務（個人番号利用有）

- ・資格情報の登録
オンライン（マイナポータル）もしくは紙での申請受理後に審査を行い、資格情報の登録を行う。
- ・登録情報の訂正・変更
オンライン（マイナポータル）もしくは紙での申請の他に住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期的に照会を行う。審査の結果、問題が無ければ結果情報を登録する。
- ・資格の停止・取り消し
資格保有者について資格の停止または取り消しが決定した場合、登録者名簿の資格情報を更新する。
- ・資格の削除
オンライン（マイナポータル）もしくは紙での申請の他に住民基本台帳ネットワークシステムでの資格登録情報の更新の有無について定期的に照会を行う。審査の結果、資格の削除が決定した場合、登録者名簿から削除を行う。

■決済事務（個人番号利用無し）

- ・決済
資格の登録、訂正・削除などに係る費用について、オンラインにて完結可能となるよう決済処理を行う。オンライン決済を望まない利用者についてはシステムを利用せずに従来通りの収入印紙等による手続きが可能なものとする。
- ・入出金管理
各種申請（登録、訂正等）を完了させるためには、決済処理が完了していることが必須条件となるため、入金情報について管理する。申請の取消し、取り下げ等が発生した際に、申請者が納付すべき額を管理し、状況に応じて利用者に返金等の処理を行う。
- ・統計処理・集計処理
任意の決済期間、決済区分で収支を集計する。

■資格証事務（個人番号利用無し）

- ・デジタル資格証発行（オンライン）
資格保有者が自身の保有する資格情報を第3者へ対面での自身のスマホやタブレット上に表示しデジタル資格証として提示する。また、当該資格情報をオンライン上で提供することも可能とする。
- ・資格証の発行・再発行（紙）
資格情報の登録業務にて登録が完了した資格登録者について、資格証の作成処理を行う。再発行については、オンライン（マイナポータル）もしくは紙での申請を受けて、審査を行う。審査の結果、問題が無ければ資格証の作成処理を行う。

【資格に係る特定個人情報の流れ】

■オンライン申請の場合

- ①マイナポータルにログイン後、マイナンバーカードの電子証明書を利用し、資格保有者本人であることを確認する。
- ②入力された資格情報（個人番号含む）は外部連携システム機能と連携し、資格登録情報として国家資格等情報連携・活用システム及び自動車整備士審査システムに登録される。
- ③資格登録情報は、住基法に定められた範囲内において一括方式による住民基本台帳ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。また、住民基本台帳ネットワークシステムに対して定期的に実施する照会処理により取得した照会結果を連携することで正確な資格情報を把握することができる。
- ④資格登録情報はマイナポータルより取得することができる。

■紙による申請の場合

- ①紙の申請書において提出された資格情報について、資格保有者本人であることを確認及び個人番号の確認を行う。
- ②申請された資格情報（個人番号含む）は外部連携システム機能と連携し、自動車整備士審査システム経由で国家資格等情報連携・活用システムに登録を行う。
- ③登録された情報は、住基法に定められた範囲内において一括方式による住民基本台帳ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。また、外部連携システム機能において住民基本台帳ネットワークシステムに対して定期的に実施する照会処理により取得した照会結果を連携することで正確な資格情報を把握することができる。

注1）外部連携システム機能を介して連携された資格情報のうち、個人番号は資格情報と直接紐づけるのではなく、資格仮名と呼ばれる資格保有者等を一意に識別するためのID情報と一度紐づけた後に、資格情報と紐づける。個人番号と資格仮名を結びつけるテーブルは、他のテーブルとは独立して設ける。

【試験に係る事務の流れ】

■試験管理事務（個人番号利用有）

- ・受験者管理
オンライン（マイナポータル）もしくは紙での申請受理後にシステムにおいて審査を行う。その後、受験地、受験日登録し受験票の発行を行う。
- ・試験結果通知
試験終了後の採点結果をシステムに入力し、資格試験受験者に合否結果を通知する。
- ・合格証発行・再発行（紙）
国家資格等情報連携・活用システムでは合格証明書の印刷機能がないため、紙の合格証明書を発行する場合、自動車整備士審査システムへデータを連携し、印刷・送付を行う。

■決済事務（個人番号利用無し）

- ・決済
試験申し込みなどに係る費用について、オンラインにて完結可能となるよう決済処理を行う。オンライン決済を望まない利用者についてはシステムを利用せずに従来通りの収入印紙等による手続きが可能なものとする。
- ・入出金管理
申請を完了させるためには、決済処理が完了していることが必須条件となるため、入金情報について管理する。申請の取消し、取り下げ等が発生した際に、申請者が納付すべき額を管理し、状況に応じて利用者に返金等の処理を行う。
- ・統計処理・集計処理
任意の決済期間、決済区分で収支を集計する。

■受験票等発行事務（個人番号利用無し）

- ・デジタル受験証発行
登録した受験者情報をもとに国家資格等情報連携・活用システム上でデジタル受験証を発行する。また、発行したデジタル受験証はオンライン上への通知を可能とする。
- ・デジタル合格証発行
登録した合格情報をもとに国家資格等情報連携・活用システム上でデジタル合格証を発行する。また、発行したデジタル合格証はオンライン上への通知を可能とする。
- ・デジタル結果通知書発行
登録した受験結果情報をもとに国家資格等情報連携・活用システム上でデジタル結果通知書を発行する。また、発行したデジタル結果通知書はオンライン上への通知を可能とする。

【試験に係る特定個人情報の流れ】

■オンライン申請の場合

- ①マイナポータルにログイン後、マイナンバーカードの電子証明書を利用し、受験者本人であることを確認する。
- ②入力された情報（個人番号含む）は外部連携システム機能と連携し、受験情報として国家資格等情報連携・活用システム及び自動車整備士審査システムに登録される。
- ③受験情報は、住基法に定められた範囲内において一括方式による住民基本台帳ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。また、住民基本台帳ネットワークシステムに対して定期的に実施する照会処理により取得した照会結果を連携することで正確な受験情報を把握することができる。
- ④受験票情報はマイナポータルより取得することができる。

■紙による申請の場合

- ①紙の申請書において提出された受験情報について、受験者本人であることを確認及び個人番号の確認を行う。
- ②申請された受験情報（個人番号含む）は外部連携システム機能と連携し、自動車整備士審査システム経由で国家資格等情報連携・活用システムに登録を行う。
- ③登録された情報については、住基法に定められた範囲内において一括方式による住民基本台帳ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。また、外部連携システム機能において住民基本台帳ネットワークシステムに対して定期的に実施する照会処理により取得した照会結果を連携することで正確な受験情報を把握することができる。

注1）外部連携システム機能を介して連携された情報のうち、個人番号は情報と直接紐づけるのではなく、資格仮名と呼ばれる受験者等を一意に識別するためのID情報と一度紐づけた後に、受験情報と紐づける。個人番号と資格仮名を結びつけるテーブルは、他のテーブルとは独立して設ける。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
自動車整備士資格関連情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	自動車整備士技能検定受験者(免除申請者含)、自動車整備士資格保有者
その必要性	<p>【資格に係る部分】 資格保有者が本人の資格情報を登録することにより、資格登録原簿の正確な管理を行うため。また、必要な者には当該登録によりデジタル資格証の発行を行い、必要な時に提示、提供を行うため。</p> <p>【試験に係る部分】 受験者本人が自らの受験情報を登録することにより、受験登録原簿の正確な管理を行うため。また、必要な者には当該登録によりデジタル受験票の発行を行い、受験時に提出をするため。</p>
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<p>・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="radio"/>] その他 (資格仮名、マイナポータル仮名ID、資格情報、本籍情報、試験情報、免除情報)</p>
その妥当性	本人を正確に特定し、住民基本台帳ネットワークシステムを使用して特定個人情報を取得するため。本人確認情報の定期的な照会を行うことで正確な資格情報等を保有することができる。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和10年1月1日
⑥事務担当部署	国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課、地方運輸局、運輸支局

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得、資格更新、登録情報の訂正時に都度、特定個人情報を入手する。 ・定期の住民基本台帳ネットワークシステムへの情報照会実施の都度、特定個人情報を入手する。 	
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・資格登録者等の管理を適正に行うために、最新の情報を入手する必要がある。 ・死亡等の事由により、資格情報等の抹消処理を行う必要がある。 	
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表の26の3の項に該当しており、番号法により明示されている。 ・資格保有者等からの申請に合わせて本人から入手する。 	
⑥使用目的 ※	資格登録者等の適切な管理を行うため。	
変更の妥当性	—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課、地方運輸局、運輸支局
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号は、資格保有者等からの申請を受けて、資格情報等の登録・変更・抹消を行う際に、本人を特定するために使用する。 ・申請情報の内容確認のために、住民基本台帳ネットワークシステムを利用した情報連携を行う。 	
情報の突合 ※	本人からの申請内容(登録、変更、抹消)について、システムにおける登録情報と突合する。	
情報の統計分析 ※	特定個人情報をを用いた統計分析は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし	
⑨使用開始日	令和10年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	システムの運用等業務	
①委託内容	国家資格等情報連携・活用システム運用環境に係るシステムの運用保守等業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	自動車整備士技能検定受験者(免除申請者含)、自動車整備士資格保有者
	その妥当性	システム全体に係る運用保守を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を要することから全体の取扱を委託することが必要であるため。
③委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (システム直接操作)	
⑤委託先名の確認方法	委託業務の調達結果については官報公示及びホームページ公表により確認可能	
⑥委託先名	株式会社 NTTデータ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、受託者があらかじめ書面により再委託の申請を行い、委託者が承認した場合にはこの限りではない。 委託先が、本業務の一部について再委託の承認を求める場合は、以下の(イ)から(ニ)に示す事項を記載した再委託承認申請書を提出するとともに、(ホ)及び(ヘ)を記載した文書、再委託に係る履行体制図についても併せて提出することとしている。 (イ) 再委託先名称(商号)、住所 (ロ) 再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び再委託予定金額 (ハ) 再委託先の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報 (ニ) その他委託者が求める情報 (ホ) 受託者と同等のセキュリティ水準を再委託先も具備すべきことを受託者との間に定めている内容 (ヘ) 再委託先の情報セキュリティに関する対策方針及び管理方法 また、委託先は、委託者が再委託を承認した場合であっても、委託先から業務の再委託を受けた事業者が行った作業について、全責任を負うものとする。
	⑨再委託事項	上記「委託事項」に記載する業務の一部を再委託する。

委託事項2～5		
委託事項2	システムの運用等業務	
①委託内容	自動車整備士審査システムの運用保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	自動車整備士技能検定受験者(免除申請者含)、自動車整備士資格保有者
	その妥当性	システム全体に係る運用保守を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を要することから全体の取扱を委託することが必要であるため。
③委託先における取扱者数	[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム直接操作)	
⑤委託先名の確認方法	委託業務の調達結果については官報公示及びホームページ公表により確認可能	
⑥委託先名	(調達前のため未定)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	<p>委託先は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、受託者があらかじめ書面により再委託の申請を行い、委託者が承認した場合にはこの限りではない。</p> <p>委託先が、本業務の一部について再委託の承認を求める場合は、以下の(イ)から(ニ)に示す事項を記載した再委託承認申請書を提出するとともに、(ホ)及び(ヘ)を記載した文書、再委託に係る履行体制図についても併せて提出することとしている。</p> <p>(イ) 再委託先名称(商号)、住所 (ロ) 再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び再委託予定金額 (ハ) 再委託先の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報 (ニ) その他委託者が求める情報 (ホ) 受託者と同等のセキュリティ水準を再委託先も具備すべきことを受託者との間に定めている内容 (ヘ) 再委託先の情報セキュリティに関する対策方針及び管理方法</p> <p>また、委託先は、委託者が再委託を承認した場合であっても、委託先から業務の再委託を受けた事業者が行った作業について、全責任を負うものとする。</p>
	⑨再委託事項	上記「委託事項」に記載する業務の一部を再委託する。

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】</p> <p>イ) クラウドサービスに係る要件は、主に次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015又はCSマーク・ゴールドのいずれかの認証を取得していること。 ・十分な稼働実績を有し、運用の自動化、サービスの高度化、情報セキュリティの強化、新機能の追加等に対し積極的かつ継続的な投資が行われ、サービス提供期間中に中断するリスクに対して十分な対策が講じられているサービスであること。 ・契約者がサービスを利用して情報資産を管理する領域について、当該契約者以外の者が接続できないように通信制御がされ、資源を専有できるように構成したものであること。 ・情報資産を管理するデータセンターの物理的所在地が日本国内であること。 ・法令や規則に従って、クラウドサービス上の記録を保護すること。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>ロ) オンプレミス環境においては、入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、運用環境(データセンター等)には許可された利用者のみが入退室できるようにし、監視カメラ等による入退室及び室内映像を収集し、入退室の記録を取得することとしている。</p> <p>ハ) 電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。</p> <p>ニ) 電子記録媒体は、情報の暗号化を行うとともに、管理区域内から管理区域外、又は管理区域外から管理区域内への移動の際は、施錠可能な衝撃防止ケースに入れて持ち運びを行う。</p> <p>【自動車整備士審査システムに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】と同様である。 <p>【紙媒体の取扱いに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理が完了したら簿冊に綴り、速やかに保管場所で施錠管理等を行う。鍵は内部職員のみが知る場所で保管する。 												
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[定められていない]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
②保管期間	その妥当性	資格名簿等に登録がある限り原則として保有し続ける												
③消去方法		<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格情報等は、資格情報等の抹消申請、行政処分又は登録者の死亡を契機とし、システムの名簿情報から抹消される。なお、データの物理削除は行わず当該抹消情報を記録した上で管理する。 ・システムから消去を行う際には、適切に消去等を行い、消去等に係る記録を作成し、管理する。 <p>「オンプレミス環境の場合」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去するとともに、消去証明書を提出させる。 ・特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去するとともに、消去等に係る記録を報告書等により提出させる。 <p>「クラウド環境の場合」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保する。 ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認する。 <p>【自動車整備士審査システムに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】と同様である。 <p>【紙媒体の取扱いに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格情報等は、抹消申請、行政処分又は登録者の死亡を契機とし、紙媒体の名簿から抹消される。 ・紙媒体の名簿の消去を行う際には、内容を復元できないよう適切に破壊等を行い、破壊等に係る記録を作成し、管理する。 												
7. 備考														
—														

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【申請基本情報テーブル】

申請者ID(PK)
個人番号
申請年月日
申請者名
受験番号
現住所
合格通知先
氏名-姓(ふりがな)
氏名-名(ふりがな)
氏名-姓
氏名-名
氏名-外字
生年月日
満年齢
連絡先
所属する事業者名
所属する事業者TEL
所属する事業者の所在地
運輸局コード(FK)
運輸支局コード(FK)
受験地ID(FK)
受験種別ID(FK)
受験資格(実務経験年数が短縮される学歴)ID(FK)
受験資格(実務の経験)ID(FK)
受験資格(既に合格した整備士)ID(FK)
学科試験免除(自動車整備技能登録学科試験に合格し今回の検定学科試験が免除される者)ID(FK)
学科試験免除(既に技能検定学科試験に合格して今回の学科試験を免除される者)ID(FK)
学科試験一部・実技免除(職業訓練指導員試験合格者/職業能力開発総合大学校修了者)ID(FK)
実技免除(整備振興会技術講習所の修了者)ID(FK)
実技免除(実技試験の免除される指定の学校(2級課程)の修了者)ID(FK)
可否(学科)ID(FK)
可否(実技)ID(FK)
合格証書ID(FK)
申請ID(FK)

【国家資格システム連携用申請情報テーブル】

申請情報ID(PK)
個人番号
申請区分コード
申請区分名
資格ID
資格名(漢字)
事務ID
事務名
資格取扱単位コード
資格取扱単位名
申請ID
受付年月日
業務種別コード
業務種別名
資格手続コード
手続名
登録番号
都道府県コード
都道府県名(漢字)
郵送元受付機関コード
郵送元受付機関名
受付機関コード
受付機関名
申請者氏名(漢字)
申請者氏名(かな/カナ)
申請者住所
申請者生年月日
申請者性別コード
申請者電話番号
申請者メールアドレス
マイナンバーカード住所
マイナンバーカード氏名
マイナンバーカード生年月日

マイナンバーカード性別コード
マイナンバーカード情報取得日時
旧姓併記希望
旧姓
外字表記希望
機構保存本人確認情報等照会結果
機構保存本人確認情報等照会日時
申請ステータス
資格仮名
システム登録日時
システム更新日時
再申請要否
再申請申請ID
合格者番号
合格年月日
一部合格番号
一部合格年月日
一部免除番号
一部免除合格年月日
試験免除番号
免除年月日
本籍地コード
本籍地(和名)
送付先住所
備考
受験年月日
受験回
受験地
フォームデータ
資格の定義
資格手続コード
手続名
項目の定義
項目定義体
入力項目定義体宣言
入力項目定義体
入力項目定義体ID
ラベル名
入力値(選択値)
顔写真
学歴証明書類
実務経験証明書
合格済整備士資格の合格証書
登録学科試験の合格証書
技能検定学科試験の合格証書
職業訓練指導員試験合格証書
職業能力開発総合大学校修了証書
整備振興会技術講習所修了証書
指定学校(2級課程)修了証書
卒業(修了)年月日
卒業(修了)した養成施設名
都道府県(卒業又は修了した養成施設の所在地)

【国家資格システム連携用受験結果情報テーブル】

個人番号
個人番号更新フラグ
申請区分コード
申請区分名
資格ID
資格名(漢字)
事務ID
事務名
資格取扱単位コード
資格取扱単位名
申請ID
業務種別コード
業務種別名
資格手続コード
手続名
都道府県コード

都道府県名(漢字)
郵送元受付機関コード
郵送元受付機関名
受付機関コード
受付機関名
資格仮名
システム登録日時
システム更新日時
削除反映区分
受験番号
受験年月日
一部合格番号
一部合格年月日
一部免除番号
一部免除合格年月日
受験回
受験地
合否結果
デジタル証署名データ
デジタル証署名素データ
デジタル証・署名データ作成状態区分
通知年月日

【国家資格システム連携用名簿情報テーブル】

個人番号(PK)
個人番号更新フラグ
申請区分コード
資格ID
事務ID
資格取扱単位コード
申請ID
受付年月日
業務種別コード
資格手続コード
登録番号
都道府県コード
郵送元受付機関コード
受付機関コード
申請者氏名(漢字)
申請者氏名(かな/カナ)
申請者住所
申請者生年月日
申請者性別コード
申請者電話番号
申請者メールアドレス
マイナンバーカード住所
マイナンバーカード氏名
マイナンバーカード生年月日
マイナンバーカード性別コード
マイナンバーカード情報取得日時
旧姓併記希望
旧姓
外字表記希望
名簿ステータス
登録年月日
デジタル証発行年月日
デジタル証訂正・変更年月日
デジタル証再発行年月日
取消年月日
一時停止期間(開始)
一時停止期間(終了)
資格別取消・一時停止等処分コード
取消・一時停止処分年月日
取消・一時停止事由
削除反映区分
合格者番号
合格年月日
本籍地コード
郵送要否
送付先住所

備考

既存システム名簿ID

デジタル証・署名データ作成状態区分

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
自動車整備士資格関連情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>【オンライン申請からの入手】 申請機能による入手では、あらかじめマイナポータルにおいて、マイナンバーカード及びパスワード入力による本人確認を完了した後に行うため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>【窓口等における紙での申請からの入手】 ・入手時に本人確認措置を実施するため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】 ・オンライン申請の場合、マイナポータルにおいて入手した対象者情報に基づき処理を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・窓口等における紙での申請の場合、本人確認措置を実施し、当該対象者の情報について処理を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・処理については定期的に照会処理の記録を確認し、申請情報について対象者以外の情報が取り扱われていないことの確認を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>【オンライン申請からの入手】 申請機能による入手は、必要最小限の情報だけを入手できるように決められたインターフェースを用意し入手することにより、必要な情報以外を入手することを防止している。</p> <p>【窓口等における紙での申請からの入手】 申請書の様式は定められている。様式に沿って記入することにより必要な情報のみ入手することができる。申請を受け付けする際は、本人確認により対象者を確認し、申請に必要な情報のみを記載するよう説明及び確認を行うことにより必要な情報以外を入手することを防止している。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】 システムにおいて、決められた形式による照会対象ファイルを作成し処理を行うことにより必要な情報以外を入手することを防止している。</p>
その他の措置の内容	・システムを操作する画面上に、当該操作を行うに当たり必要最低限度の情報以外の情報を表示しないことで、必要な情報以外の情報を入手することを防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【オンライン申請からの入手】 マイナポータルの申請情報登録画面を通じてシステムへ登録されるため、国土交通省職員自らの操作により特定個人情報を入手することはない、不適切な方法では情報を入手できない。</p> <p>【窓口等における紙での申請からの入手】 ・窓口等において申請を受け付けする際は、本人確認により対象者を確認し、本人の申請に必要な情報のみを記載するよう説明及び確認を行っており、不適切な方法では情報を入手できない。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】 入手した情報はシステムにおいて処理されるため、国土交通省職員自らの操作により特定個人情報を入手することはない、不適切な方法では情報を入手できない。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>【オンライン申請からの入手】 マイナポータルにおいて、マイナンバーカード及びパスワード入力により本人確認を行う。</p> <p>【窓口等における紙での申請からの入手】 窓口等において申請を受け付ける場合は、原則、本人のマイナンバーカード(番号確認と身元確認)、個人番号の記載された住民票の写しなど(番号確認)と運転免許証など(身元確認)のいずれかの方法で確認する。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】 地方公共団体情報システム機構からの入手にあつては、番号法の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が個人番号を生成しており、個人番号が本人の情報であることは担保されている。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>【オンライン申請からの入手】 マイナポータルにおいて、マイナンバーカード及びパスワード入力による本人確認及び真正性確認を行う。 登録を受けようとする申請者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用することで、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。 登録後においても、システムから住民基本台帳ネットワークシステムへの照会による本人確認を定期に実施する。</p> <p>【窓口等における紙での申請からの入手】 窓口等において申請を受け付ける場合はマイナンバーカードと身分証明書の提示等で、本人確認を実施し、個人番号の真正性確認を行う。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】 地方公共団体情報システム機構からの入手にあつては、番号法の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が個人番号を生成しており、個人番号が本人の情報であることは担保されている。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>【オンライン申請からの入手】 申請者が登録画面により入力した情報から特定個人情報ファイルを作成し、管理する。情報管理に当たっては、住民基本台帳ネットワークシステムへの照会による本人確認を行い、正確性を担保する。</p> <p>【窓口等における紙での申請からの入手】 情報管理に当たっては、申請された情報から特定個人情報ファイルを作成し、管理する。また、住民基本台帳ネットワークシステムへの照会による本人確認を行い、正確性を担保する。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】 地方公共団体情報システム機構からの入手にあつては、番号法の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が個人番号を生成しており、当該個人番号の正確性については地方公共団体情報システム機構において担保されている。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【オンライン申請からの入手】 本人からマイナポータル経由でシステムへ登録情報等を登録するが、当該通信は、TLS/SSLによる暗号化された通信経路を使用することで漏えい・紛失を防止する。 ※マイナポータル内に情報等は保管されない 登録画面により入手する情報等は、専用線及びクラウド内部の通信によりシステムへ登録されることで、漏えい・紛失することを防止している。</p> <p>【窓口等における紙での申請からの入手】 窓口等において申請を受け付ける場合、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、紙媒体の資料は、事務処理が完了したら簿冊に綴り、速やかに保管場所で施錠管理等を行う。鍵は担当職員のみが知る場所で保管することにより、漏えいや紛失を防止する。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】 地方公共団体情報システム機構との接続においては通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用回線を利用することで機密性を確保している。</p> <p>【国家資格等情報連携・活用システムと自動車整備士審査システムのデータ連携に係る部分】 GSSネットワークや総合行政ネットワーク等の専用回線による接続により、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持することで機密性を確保している。また、当該通信は、暗号化された通信経路を使用することで漏えい・紛失を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	個人番号と直接紐付く情報は必要最低限の情報のみとし他の領域とは別で管理する。またシステムのアクセス制御を行うことにより、目的を超えて個人番号及び機関別符号と個人情報が紐付かない仕組みとしている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 システム的に以下のアクセス制御等の措置を講じることにより、個人番号が他の事務システム等と紐付かない仕組みとしている。 ・オンライン申請による入手に当たり、マイナポータル登録画面から連携され、システムへ登録される。申請情報は、マイナポータルに保管されない。 ・申請者が登録情報を確認する際は、マイナポータルから確認を行うこととなるが、どの利用者が申請を行ったかを識別するための固有の識別子である仮名を用いて、情報を紐付けて確認する。なお、マイナポータルにおいては、個人番号と仮名を紐付けず、個人番号へはアクセスできない仕組みとしている。</p> <p>【住基連携サーバー(デジタル庁)及び業務端末に係る部分】 ・住民基本台帳ネットワークシステムと連携を行う住基連携サーバー(デジタル庁)については、国家資格等情報連携・活用システムとのみ接続し、その他のシステムとは接続しない。また、権限を有する者のみアクセスができるようユーザ管理を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムとの連携については業務端末においてのみ行い、システム操作を行う前にログイン操作を行う操作者認証を行う。</p> <p>【自動車整備士審査システムに係る部分】 ・【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】及び【住基連携サーバー(デジタル庁)及び業務端末に係る部分】と同様である。</p> <p>【国家資格等情報連携・活用システムと自動車整備士審査システムのデータ連携に係る部分】 ・権限のある者が必要な情報のみ連携ができるようアクセス制御を行い、目的を超えた紐付けや必要の無い情報との紐付けが行えない仕組みとしている。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 情報システム責任者及び情報システム管理者(以下「情報システム責任者等」という。※)は、「国家資格等情報連携・活用システム運用環境に係るシステムの運用保守等業務の委託先事業者」(以下「委託先事業者」という。)から払い出される管理者権限を有するアカウントに係るID及びパスワードを管理する。委託先事業者は以下の作業を行う(以下、リスク2において同様)。 (1)情報システム責任者等ごとにその役割に応じた別々の管理者ユーザアカウントを割り当てる。 (2)パスワードについて、文字種の混在やパスワードの長さ等に関するポリシーを策定し、ポリシーに合致しないパスワードの設定を防止する。 情報システム責任者等は以下の作業を行う。 (1)従事者用ユーザアカウントを作成する。認証方式については、IDとパスワードを用いた認証方法に加え、顔認証を実施する。 (2)従事者ごとにそれぞれの役割に応じた別々の従事者用ユーザアカウントを割り当てる。 (3)パスワードについて、文字種の混在やパスワードの長さ等に関するポリシーを策定し、ポリシーに合致しないパスワードの設定を防止する。 (4)従事者による国家資格等情報連携・活用システムへのログイン状況を運用端末で確認できるようにする。 (5)従事者による不正ログインの有無を定期的に確認することにより、ユーザ認証の管理の適正性を確認し、必要に応じて運用状況の改善を行う。 (6)国家資格等情報連携・活用システムにアクセスできる端末を制限する。 (7)なりすましによる不正を防止する観点から、IDの払出状況について名簿管理を行い不正な利用がなされていないことの確認を行う。 (8)従事者が利用する端末のOS等で初期設定されているIDのパスワードについて、初期設定時に変更または無効化する。 ※国土交通省の情報システム責任者及び情報システム管理者を指す。</p>

		<p>【住基連携サーバー(デジタル庁)及び業務端末に係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、操作者を認証するようシステムで制御している。 ・システムへアクセスできる者を特定し、必要最小限度の範囲でのみ特定個人情報を取り扱うことができるように利用者ごとにIDを割り当てる。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・認証方式については、IDとパスワードを用いた認証方法に加え、顔認証を実施する。 <p>【自動車整備士審査システムに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】及び【住基連携サーバー(デジタル庁)及び業務端末に係る部分】と同様である。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法		<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】</p> <p>情報システム責任者等は以下の作業を行う。</p> <p>(1)発効の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム責任者等及び事務従事者ユーザーの役割とアクセス権限との対応表を作成する。 ・事務従事者用ユーザーアカウントは、情報システム責任者等に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・情報システム責任者等はそれぞれの従事者ごとにそれぞれの役割に応じた別々のユーザーアカウントを割り当てる。 <p>(2)失効の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム責任者等及び事務従事者の異動/退職等が生じた際には、速やかにその者のユーザーアカウントを消去する。 <p>【住基連携サーバー(デジタル庁)及び業務端末に係る部分】</p> <p>(1)発行の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の管理は、情報システム責任者等が作成するアクセス権限と事務の対応表により適正に行う。 ・事務に必要なアクセス権限を情報システム責任者等に対して申請した者に限定して発行する。 ・情報システム責任者等はそれぞれの役割に応じた別々のユーザーアカウントを割り当てる。 <p>(2)失効の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム責任者等及びユーザーアカウントを割り当てられた者に異動/退職等が生じた際には、速やかにその者のユーザーアカウントを消去する。 <p>【自動車整備士審査システムに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】及び【住基連携サーバー(デジタル庁)及び業務端末に係る部分】と同様である。
アクセス権限の管理	[行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法		<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】</p> <p>情報システム責任者等は以下のとおりアクセス権限の管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家資格等情報連携・活用システムへのログイン用のユーザーIDは、情報システム責任者等に対してユーザー登録申請を事前申請した者に限定して発行される。 ・情報システム責任者等はそれぞれの従事者ごとにそれぞれの役割に応じた別々のユーザーアカウントを割り当てる。 ・情報システム責任者等は、事務従事者に係るユーザーアカウントの割り当て状況等を随時確認するとともに、必要に応じて、利用者ユーザーIDの登録や変更、削除等の操作を行い、アクセス権限の発効・失効等の管理を行う。 <p>【住基連携サーバー(デジタル庁)及び業務端末に係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム責任者等が作成するアクセス権限と事務の対応表により、実施できる事務の範囲を限定している。また、対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードの最長有効期間を定め、定期的に更新を実施する。 <p>【自動車整備士審査システムに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】及び【住基連携サーバー(デジタル庁)及び業務端末に係る部分】と同様である。

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 ・情報システム責任者等は以下の作業を行う。 (1)特定個人情報の使用の記録として、特定個人情報ファイルへアクセスするためのアカウントの払い出し状況の記録簿(以下「記録簿」という。)を作成する。記録簿には、アカウントの払い出し日時、アカウント名、アクセスする必要性等を記載し、アクセスした個人を特定できるようにする。なお、記録簿は事業が終了するまで保管する。 (2)システム利用従事者が情報システム責任者等に提出する特定個人情報ファイルへのアクセス用アカウントの払い出しに係る申請書(以下「申請書」という。)と記録簿を突合し、アカウント払出状況の目視確認を実施する。 (3)国家資格等情報連携・活用システムへのアクセスログ、国家資格等情報連携・活用システムでの操作ログの記録を行うとともに、定期的にログの分析を実施する。また、これらのログの改ざんや滅失を防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより不正なログの書き込み等を検知する。 (4)不正プロセス検知ソフトウェアにより不正なログの書き込み等が検知された場合は操作ログをチェックし、速やかに委託先事業者に報告する等、必要な対応をとる。</p> <p>【住基連携サーバー(デジタル庁)及び業務端末に係る部分】 ・記録簿を作成しアカウントの払い出し状況を管理する。 ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が行われていないことについて、操作履歴(操作ログ)を適時確認する。 ・操作履歴の確認により、不正な操作が疑われる場合、申請文書等との整合性の確認を行う。</p> <p>【自動車整備士審査システムに係る部分】 ・【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】及び【住基連携サーバー(デジタル庁)及び業務端末に係る部分】と同様である。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 情報システム責任者等は、システム利用従事者が特定個人情報を事務外で使うことがないように、以下の作業を行う。 (1)システム利用従事者に特定個人情報ファイルへのアクセス用のアカウントを払い出す際は、システム利用従事者から申請書を受領した都度アカウントを払い出し、事務に従事する必要がなくなり次第すぐに当該アカウントを無効とすることで、システム利用従事者が特定個人情報ファイルへアクセス可能な期間が必要最小限となるようにする。 (2)定期的に国家資格等情報連携・活用システムへのアクセスログ及び操作ログを確認し、システム利用従事者による特定個人情報の事務外での使用がないか監視する。 (3)サーバーや運用端末の置かれた部屋へのカメラ機能を持った携帯端末の持ち込み又は持ち出しを物理的検査により監視し、厳重に制限する。 (4)運用端末等に接続できるUSBメモリ等の外部記憶媒体を物理的に接続できないように制御及び管理する。 (5)システム利用従事者に対して個人情報保護及び情報セキュリティに関する教育を実施する。 (6)権限を持たない者が特定個人情報にアクセス(画面表示、データダウンロード、出力、印刷等)できないよう、システムで制御している。</p> <p>【住基連携サーバー(デジタル庁)及び業務端末に係る部分】 ・システム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行うことで、権限のある者のみ利用ができるよう制御している。 ・システム利用時において、割り当てられたユーザーアカウントに対して許可された事務/事務手続のみ取り扱うことができるよう(権限を持たない者が特定個人情報にアクセス(画面表示、データダウンロード、出力、印刷等)できないよう)システムで制御している。 ・操作ログを記録し不正なアクセス等がないか分析を行う。 ・業務端末へのUSBメモリ等の外部記憶媒体の接続は許可制とし、原則、接続できないようにデバイス制御及び管理を行う。</p> <p>【自動車整備士審査システムに係る部分】 ・【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】及び【住基連携サーバー(デジタル庁)及び業務端末に係る部分】と同様である。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク3「リスクに対する措置の内容」の(3)(4)に加え、特定個人情報ファイルが含まれるデータベースに暗号化を施し、万が一複製されても復号できない措置を講じる。 ・特定個人情報を電子記録媒体により移送する場合は、電子記録媒体を施錠可能な保管庫へ保管の上、媒体管理簿で管理し、利用する場合は情報システム責任者等の承諾を必要とする。 <p>【住基連携サーバー(デジタル庁)及び業務端末に係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行うことで、権限のある者のみ利用ができるよう制御している。 ・システム利用時において、割り当てられたユーザーアカウントに対して許可された事務/事務手続のみ取り扱うことができるようシステムで制御している。 ・あらかじめ定められた照会方式(ファイル連携方式)以外で特定個人情報ファイルの取得を禁止している。 ・権限のあるもの以外、複製は行えない仕組みとする。 ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、取扱者及び委託先等に対して指導する。 ・バックアップ以外の複製の権限は、通常誰にも付与せず、該当操作が必要な場合に限り、システム管理者の監督のもと、承認された作業員に対して一時的に権限を付与する。また、作業終了時は、システム管理者の監督のもと、その権限を削除する。さらに、権限付与操作の監視、定期的な付与権限の棚卸しを行うことで、不正な権限取得や権限の削除漏れを防止する。 ・操作履歴の確認により、不正な操作が行われていないことの確認を行う。 ・許可された電子記録媒体に限定して使用できるようにシステムを実装し制御する。 <p>【自動車整備士審査システムに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】及び【住基連携サーバー(デジタル庁)及び業務端末に係る部分】と同様である。 <p>【国家資格等情報連携・活用システムと自動車整備士審査システムのデータ連携に係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ及び通信の暗号化を実施する。また、通信回線について、高度なセキュリティが維持された国交WANや総合行政ネットワーク等の専用回線において実施することで安全性を確保し不正に複製されることを防止する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>—</p>	

<p>特定個人情報の消去ルール</p> <p>ルール内容及び ルール遵守の確認方法</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p> <p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 ・国家資格管理事務に係る資格情報等の抹消申請、行政処分又は登録者の死亡を契機とし、システムの名簿情報から抹消される。なお、データの物理削除は行わず当該抹消情報を記録した上で管理する。 ・システムから消去を行う際には、適切に消去等を行い、消去等に係る記録を作成し、管理する。</p> <p>「オンプレミス環境の場合」 ・特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去するとともに、消去等に係る記録を報告書等により提出させる。 ・特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去するとともに、消去証明書を提出させる。 ・情報システム責任者等は委託先事業者から提出される消去等に係る報告書の内容を確認するとともに、報告書に基づき委託先事業者に聴取を行い、必要に応じて立入検査を実施することで、消去が適切に行われていることを確認する。</p> <p>「クラウド環境の場合」 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保する。 ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認する。 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去については、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)に準拠した廃棄プロセスを確保する。 ・情報システム責任者等は委託先事業者から提出される消去等に係る報告書の内容を確認するとともに、報告書に基づき委託先事業者に聴取を行い、必要に応じて立入検査を実施することで、消去が適切に行われていることを確認する。</p> <p>【自動車整備士審査システムに係る部分】 ・【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】と同様である。</p>
<p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p> <p>規定の内容</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p> <p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出し禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従事者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ・委託内容及び作業場所 ・管理区域等の明確化 ・漏えい、滅失、毀損、紛失及び改ざん等の防止策 ・委託先に対する実地調査 ・運用状況の記録の提供等 なお、契約書の規定の他、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、必要に応じて委託内容などの見直しを検討する。</p> <p>【自動車整備士審査システムに係る部分】 ・【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】と同様である。</p>

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、下記の措置を実施する。 ・再委託契約に委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を盛り込む。 ・委託先事業者は、定期的又は必要に応じて、再委託先事業者に作業の進捗状況等の報告を行わせる等、再委託業務の適正な履行の確保に努める。 ・情報システム責任者等は、委託先事業者から再委託先事業者の作業状況について報告を受け、ルールが遵守されているか否かを確認する。また、必要に応じて再委託先事業者への立入り検査の実施を依頼する。</p> <p>【自動車整備士審査システムに係る部分】 ・【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】と同様である。</p>
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[十分に遵守している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない

具体的な対策の内容	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 (1)パブリッククラウド環境における物理的対策 ・委託先事業者がパブリッククラウド事業者を選定する際の調達要件として、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしている者が、物理的対策を含めたセキュリティ管理策を適切に実施していることを確認できることを定めている。 ・具体的な対策の内容としては、例えば、パブリッククラウド事業者は保有・管理するパブリッククラウド環境を日本国内に設置し、委託先事業者が電子錠による入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、パブリッククラウドの運用環境には許可された利用者のみが入退室できるようにし、監視カメラ等による入退室及び室内映像を収集し、入退室の記録を取得することとしている。また、事前に申請し承認されない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。 ・設置場所はデータセンター内のパブリッククラウド専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>(2)オンプレミス環境における物理的対策 ・委託先事業者がオンプレミス環境を構築する際の調達要件として、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証と同等以上の認証を取得しており、物理的対策を含めたセキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できることを定めている。 ・また、具体的な対策の内容としては、例えば、委託先事業者は日本国内にオンプレミス環境を設置し、委託先事業者が電子錠による入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、オンプレミスシステムの運用環境(データセンター等)には許可された利用者のみが入退室できるようにし、監視カメラ等による入退室及び室内映像を収集し、入退室の記録を取得することとしている。 ・電子記録媒体は、情報の暗号化を行うとともに、管理区域内から管理区域外、又は管理区域外から管理区域内への移動の際は、施錠可能な衝撃防止ケースに入れて持ち運びを行う。</p> <p>【自動車整備士審査システムに係る部分】 ・【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】と同様である。</p> <p>【紙媒体の取扱いに係る部分】 ・窓口等において申請を受け付ける場合、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、紙媒体の資料は、事務処理が完了したら簿冊に綴り、速やかに保管場所で施錠管理等を行う。鍵は内部職員のみが知る場所で保管することにより、漏えいや紛失を防止する。</p>
-----------	--

<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分にしている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p> <p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 ・利用者本人がマイナポータルにアクセスする際、マイナンバーカードによる本人確認を行っている。 ・クラウドマネージドサービス等を活用し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・パブリッククラウド事業者は個人番号を内容に含む電子データを取り扱わない契約とし、個人番号等にクラウド事業者がアクセスできないように、アクセス制御を行う。 ・オンプレミス環境においても、パブリッククラウド環境と同等の技術的対策を講ずる。 ・パブリッククラウド環境とオンプレミス環境の通信には、当該環境間のVPN接続等による通信内容の秘匿や漏洩防止が可能なパブリッククラウドサービスを使用する。 ・運用保守拠点とパブリッククラウド環境及びオンプレミス環境との通信には、当該環境間のVPN接続等による通信内容の秘匿や漏洩防止が可能なネットワーク回線を使用する。 ・バックアップは地理的に十分に離れた複数の拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。 ・論理的に区分された各資格管理者ごとの領域にデータを保管し、当該領域のデータは暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・権限を有する者以外特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・ウイルス対策ソフトを必要に応じて導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>【自動車整備士審査システムに係る部分】 ・【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】と同様である。</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[十分にしている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[十分にしている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない</p>
<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[発生あり]</p>	<p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>その内容</p>	<p>別紙のとおり</p>	
<p>再発防止策の内容</p>	<p>別紙のとおり</p>	
<p>⑩死者の個人番号</p>	<p>[保管している]</p>	<p><選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない</p>
<p>具体的な保管方法</p>	<p>死者の個人番号は生存者の個人番号と同様の保管方法により保管される。</p>	
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の申請等により、特定個人情報(資格情報等)に変更等が生じた場合はその都度データを更新する。 ・定期的に、住民基本台帳ネットワークシステムへの照会による本人確認を行い、データの更新を行うことで正確性を担保する。 <p>【自動車整備士審査システムに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】と同様である。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[定めている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータル内に情報等は保管されない。 ・資格情報等は、資格情報等の抹消申請、行政処分又は登録者の死亡を契機とし、システムの名簿情報から抹消される。なお、データの物理削除は行わず当該抹消情報を記録した上で管理する。 ・定められた運用手順に従い、特定個人情報は、国家資格等情報連携・活用システムによる自動的な消去あるいは定期的な運用による消去を行う。 ・特定個人情報を電子記録媒体により入手した場合は、電子記録媒体を施錠可能な保管庫への保管の上、媒体管理簿で管理し、国家資格等情報連携・活用システムへの登録が完了次第廃棄する。 ・オンプレミス環境の電子記録媒体は、専用ソフトによる完全消去又は物理的破壊により、復元不可能な手段で消去・廃棄し、消去等に係る記録を報告書等により提出させる。 ・オンプレミス環境では、特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去するとともに、消去証明書を提出させる。 ・パブリッククラウド環境では、データの復元がなされないよう、パブリッククラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保する。 ・パブリッククラウド環境及びオンプレミス環境とも、特定個人情報の消去ルールに従い、システムから特定個人情報等の消去を行う。なお、クラウド環境ではアカウント誤削除対策としてアカウント削除後も一定期間情報が保持される可能性があるため、アカウント削除前に論理的なデータ消去を行う。 ・委託先事業者から提出される消去等に係る報告書の内容を確認するとともに、報告書に基づき委託先事業者から聴取を行い、必要に応じて立入検査を実施することで、消去が適切に行われていることを確認する。 <p>【自動車整備士審査システムに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】と同様である。 <p>【紙媒体の取扱いに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格情報は、抹消申請、行政処分又は登録者の死亡を契機とし、紙媒体の名簿から抹消される。 ・紙媒体の名簿の消去を行う際には、内容を復元できないよう適切に破棄等を行い、破棄等に係る記録を作成し、管理する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 「国家資格等情報連携・活用システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意のうえ、適切に事務従事者等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p> <p>【自動車整備士審査システムに係る部分】 国土交通省情報セキュリティポリシー及び関係規程に規定されている事項について定期的に職員による自己点検を行い、その点検結果について管理者が確認を行う。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 「国家資格等情報連携・活用システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意のうえ、適切に事務従事者等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p> <p>【自動車整備士審査システムに係る部分】 国土交通省情報セキュリティポリシー及び関係規程の遵守状況等について、定期的及び必要に応じて内部監査を実施する。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 「国家資格等情報連携・活用システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意のうえ、適切に事務従事者等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p> <p>【自動車整備士審査システムに係る部分】 国土交通省情報セキュリティポリシー及び関係規程並びに特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求められる必要な教育・研修を行い、定期的に職員による自己点検を行う。また、自己点検以外に管理者が前述のセキュリティポリシー及び関係規程を用いて、新たに事務取扱担当者になる者に対する研修を行うこととする。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 「国家資格等情報連携・活用システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意のうえ、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p> <p>特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」にて示されている以下の安全管理措置を実施する。</p> <p><特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応></p> <ol style="list-style-type: none"> ①組織内における報告及び被害の拡大防止 ②事実関係の調査及び原因究明 ③影響範囲の特定 ④再発防止策の検討・実施 ⑤影響を受ける可能性のある本人への連絡等 ⑥事実関係、再発防止策等の公表 ⑦個人情報保護委員会への報告 <p>【自動車整備士審査システムに係る部分】 ・【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】と同様である。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館14階 国土交通省総合政策局情報政策課 (https://www.mlit.go.jp/report/file000018.html) ※郵送の場合の宛先についても同上
②請求方法	指定様式(下記URLを参照)による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 https://www.mlit.go.jp/report/file000018.html また、請求方法について、上記「①請求先」で示すURLのページにおいて流れを記載し、わかりやすい説明に努めている。
特記事項	—
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 開示請求手数料として1件300円(書面)又は200円(オンライン)) 納付方法: 収入印紙の貼付(書面)又はオンライン納付(オンライン)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	国土交通省物流・自動車局自動車整備課 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館 TEL: 03-5253-8599
②対応方法	内部で必要な調整等を行い、担当する部署等において対応する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

